

東京

通信

Vol. 32

東京都後期高齢者医療広域連合
東京都後期高齢者医療広域連合は、後期
高齢者医療制度を運営する特別地方公
共団体(自治体)です。

令和4年(2022年)
7月23日発行

令和4年8月1日 からお使いいただく新しい保険証は

現行の保険証
(オレンジ色)

令和4年
7月31日まで

藤色に変更となります。

【有効期間】

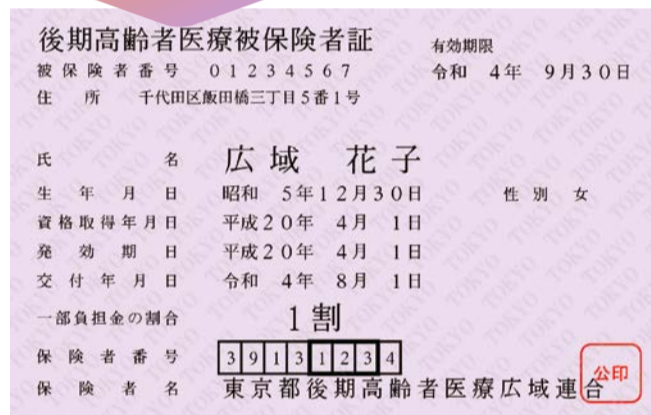
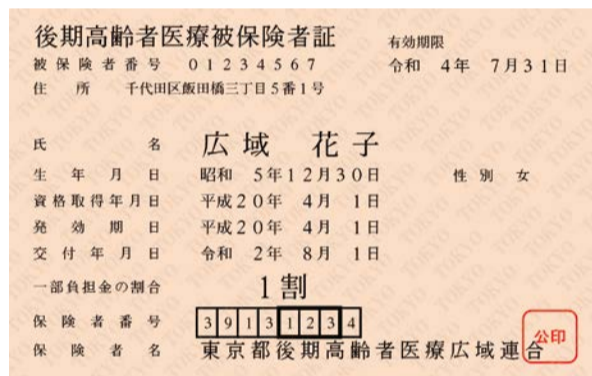
令和4年8月1日～

令和4年9月30日まで

新保険証

(藤色)

現在の保険証(オレンジ色)は、
7月31日まで破棄しない
ようにご注意ください。



この藤色の保険証は
2か月間だけ使う
ってことね!



有効期限が過ぎた保険証は、
8月1日以降、ご自身で破棄してください。

※これは見本です。お届けするものと色味等がやや異なる場合があります。

よくある質問にお答えします

Q 令和4年8月1日から使う
新しい保険証(藤色)は
いつ届くの?

A 7月末までにお住まいの市
区町村からお届けします。

Q 新しい保険証(藤色)の
有効期間は、
なぜ2か月間だけなの?

A 令和4年10月1日から、
医療費の自己負担割合が見直
され、「1割」「2割」「3割」
の3区分に変更されます。
このため、今回お届けする
すべての被保険者の新しい
保険証(藤色)の有効期
限は、令和4年9月30日
となっています。

Q 令和4年10月1日から使
う保険証はいつ届くの?
それは、全員に届くの?

A 8月下旬ごろに自己負担割合を
再判定し、9月末までにお
住まいの市区町村から
すべての被保険者に保険証
(水色)をお届けします。

◎自己負担割合の見直し(2割
負担)については、P.6をご
確認ください。

特集

いきいきした生活は 「健康なお口」から!...

P.8

今号の
主な記事

令和4年8月からの
自己負担割合の判定基準

P.2

自己負担割合が
「2割」に増える方への負担軽減

P.7



令和4年8月からの自己負担割合の判定基準

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの**自己負担割合**は、**令和4年度の「住民税課税所得」**※にもとづき決まります。

※「住民税課税所得」とは？

総所得金額等 - **各種所得控除**

住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付された住民税の納税通知書等で確認できます（「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります）。

令和4年8月1日から**令和4年9月30日**までの**2か月間**における 自己負担割合の判定方法

表1

令和4年度住民税課税所得(令和3年1月から12月までの所得から算出)	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
同じ世帯の被保険者全員がいずれも145万円未満の場合	一般所得者等	1割



住民税課税所得が145万円以上でも、次の**1**または**2**に該当する場合は

「現役並み所得者」の対象外となります。

1 昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度の被保険者および同じ世帯の被保険者の「賦課のもととなる所得金額(P.4※参照)」の合計が210万円以下の場合

2 令和3年1月から12月までの収入額が以下の条件を満たし、お住まいの市区町村の担当窓口**に基準収入額適用申請**を行い認定された場合

表2

世帯の被保険者数	収入判定基準
1人	収入額が383万円未満 ただし、383万円以上でも、 同じ世帯に他の医療保険制度に加入している 70～74歳の方がいる場合は、 その方の収入額と合計して520万円未満
複数	収入額の合計が520万円未満

注意

- 収入とは、所得税法上の収入金額であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額です（**所得金額ではありません**）。
- 土地、建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます（所得が0円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となります）。ただし、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれません。

基準収入額適用申請について



これまでは毎年の申請が必要でしたが、**今回から、表2の「収入判定基準」を満たすことを、お住まいの市区町村で確認できた方については、申請がなくても適用することが可能**となりました。今回送付する新しい保険証の自己負担割合をご確認ください。

※「収入判定基準」を満たすことをお住まいの市区町村で確認できない場合は、これまで通り申請が必要です。対象と思われる方にはお住まいの市区町村から申請書を送付します。申請が認められると申請の翌月から適用になるため、8月からの適用を希望する方は、7月中にご申請ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告の延長申請を行った場合の注意事項

- 7月に送付する保険証に記載される自己負担割合や、限度額適用認定証などに記載される区分が暫定的なものになる場合があります。
- 所得確定後、保険証等の差し替えや返却をお願いする場合があります。

令和4年10月1日から自己負担割合の判定方法が変わります。

令和4年10月1日からの自己負担割合は改めて判定します。

→ 詳細は **P.6** をご確認ください。



限度額適用・標準負担額減額認定証および 限度額適用認定証が更新されます

「限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証)」とは?

交付対象 自己負担割合が **1割** で
世帯全員が住民税非課税の方

●医療機関等の窓口で「減額認定証」を提示すると、保険適用の医療費等の支払いが、**下表【1か月の自己負担限度額】**にある「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」までとなり、入院時の食費が減額されます。

●令和4年度に交付対象となる方で、現在または過去に一度でも、減額認定証または限度額適用認定証の交付を受けている方には、7月末までにお住まいの市区町村の担当窓口より新しい減額認定証または限度額適用認定証を送付します。なお、減額認定証または限度額適用認定証の交付を初めて受ける方は、それぞれ申請が必要です。申請方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

※令和4年度の交付対象外となった場合は送付されません。
※有効期限を過ぎた減額認定証および限度額適用認定証は8月1日以降、ご自身で破棄してください。

「限度額適用認定証」とは?

交付対象 自己負担割合が **3割** で同じ世帯の
後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が
いずれも690万円未満の方

●医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、保険適用の医療費等の支払いが、**下表【1か月の自己負担限度額】**にある「現役並み所得Ⅰ」または「現役並み所得Ⅱ」までとなります。

新しい減額認定証および限度額適用認定証の有効期限は、**令和5年7月31日**です。

- ・新しい保険証(藤色)の有効期限とは異なります。
- ・世帯構成の変更や所得等の更正などによる自己負担割合や所得区分の変更がない場合は、有効期限まで引き続きお使いいただけます。



医療費が高額になったとき

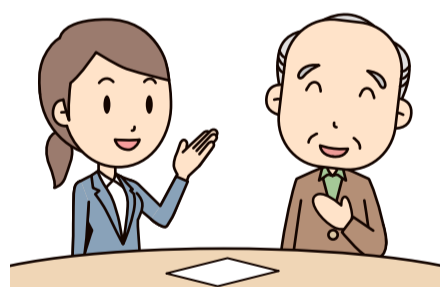
もっと詳しく知りたいときは…



高額療養費が支給される条件は?

下表【1か月の自己負担限度額】の合計額が一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給(払い戻し)されます。

なお、所得額等の条件により、上限額は異なります。



支給を受けるには

- 1 対象の方に診療月から最短で4か月後に申請書がご自宅に届きます*。
- 2 申請書をお住まいの市区町村の担当窓口にご提出ください。



★本人確認の書類などが必要です。

★詳細は、お住まいの市区町村の担当窓口まで。

※P.7 上部『自己負担割合が「2割」に増える方への負担軽減(配慮措置)』の対象となる可能性のある方には、別途、事前に申請書を送付予定です。

→ 詳細は **P.7** をご確認ください。

表【1か月の自己負担限度額】

負担割合	所得区分		外来+入院(世帯ごと)	
			外来(個人ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得：690万円以上		252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% 《多数回該当 140,100円》*	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得：380万円以上		167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% 《多数回該当 93,000円》*	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得：145万円以上		80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回該当 44,400円》*	
1割	一般		18,000円	57,600円 《多数回該当 44,400円》*
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額。

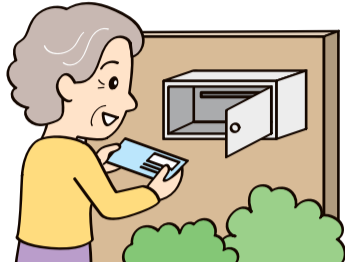


令和4年度 保険料のお知らせ

保険料率が改定されました

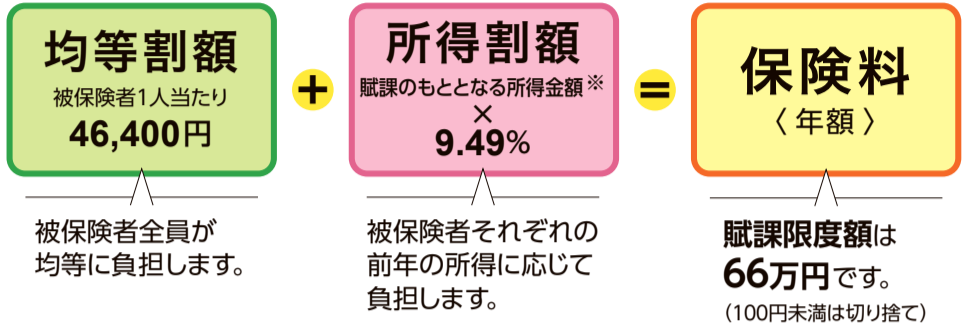
保険料率は2年ごとに見直され、本年4月がその改定時期になります。

7月ごろに送付します



7月ごろ、今年度の保険料額を記載した通知書をお住まいの市区町村から郵送します。

令和4年度の保険料の決め方



※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の納め方

特別徴収 | 公的年金※からの引き落とし

- 対象 ①②の条件を満たす方が対象です。 ※介護保険料が引かれている年金
- ①公的年金の受給額が年額18万円以上
 - ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の2分の1以下

普通徴収 | 納付書または口座振替による納付

- 対象 ●特別徴収の対象とならない方 など
- ※なお、年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入した方は、一定期間、普通徴収となります。



普通徴収の方には納付忘れの心配がなくおすすめです!

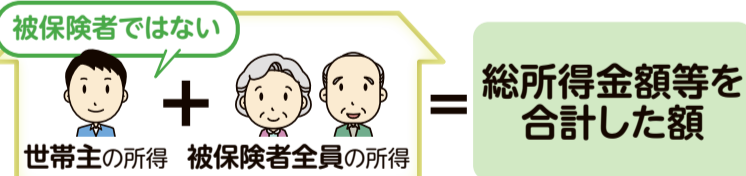
口座振替をご利用いただけます

- 被保険者本人の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座の指定も可能です。
- 国民健康保険料(税)の口座振替は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

保険料の軽減

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」(下図)に応じて、一定の割合で軽減します。



表① 均等割額軽減基準表

総所得金額等を合計した額が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数) 以下	2割

- 65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
- 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
- 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額※(本ページ上段※参照)」に応じて、一定の割合で軽減します。

表② 所得割額軽減基準表

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった方が対象です。国保・国保組合は対象外となります。
- 低所得による均等割額の軽減(表①)に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

保険料の計算例

年金収入170万円のみ
単身世帯



「軽減」を
受けられる？

- 令和4年4月～令和5年3月分の計算例です。
- 年度途中で新たに加入されたり、他道府県から転入された場合は、月割で計算します。

均等割額

1 まずは基準額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{r} \text{年金収入} \\ 170\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{年金控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{高齢者特別控除額} \\ 15\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{基準額} \\ 45\text{万円} \end{array}$$

基準額45万円の軽減割合は5割となります(P.4表①)

2 軽減に該当する場合、均等割額に、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{r} \text{均等割額} \\ 46,400\text{円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{軽減後の割合} \\ (10\text{割}-5\text{割}) \end{array} = \begin{array}{r} \text{均等割額} \\ 23,200\text{円} \end{array}$$

5割軽減後

所得割額

1 まずは賦課のもととなる所得金額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{r} \text{年金収入} \\ 170\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{年金控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{基礎控除額} \\ 43\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ 17\text{万円} \end{array}$$

賦課のもととなる所得金額17万円の軽減割合は25%となります(P.4表②)

2 賦課のもととなる所得金額に、所得割率を掛け、軽減に該当する場合は、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{r} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ 17\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{所得割率} \\ 9.49\% \end{array} \times \begin{array}{r} \text{軽減後の割合} \\ (100\%-25\%) \end{array} = \begin{array}{r} \text{所得割額} \\ 12,099\text{円} \end{array}$$

25%軽減後

1年間の保険料額

5割軽減後

均等割額
23,200円

25%軽減後

所得割額
12,099円

保険料額
35,200円

100円未満は
切り捨てます。

保険料の減免

次のようなときで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

- 災害により大きな損害を受けたとき
- 事業の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少したときなど

おしらせ



新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料の減免

令和2・3年度に引き続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を対象に、保険料の減免を実施します。

● 減免の要件

次の要件を満たす方は、申請により保険料が減免される場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- **世帯の主たる生計維持者** (以下、世帯主) が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に **死亡または重篤な傷病を負った世帯の方**

- **世帯主の** **事業収入等** **事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入** のうち、 **減少が見込まれる** **世帯の方** **いずれかの (10分の3以上)**

で、下記(1)～(3)のすべてに該当する方

- (1) 令和4年の世帯主の事業収入等のうち、いずれかの収入が、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること(ただし、当該収入に係る令和3年の所得が1円以上の方に限ります)
- (2) 令和3年の世帯主の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 令和4年の世帯主の収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得を除いた、令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

● 保険料減免額の計算方法

$$\begin{array}{r} \text{減免対象の} \\ \text{保険料額} \\ (A \times B \div C) \end{array} \times \begin{array}{r} \text{令和3年の} \\ \text{世帯主の所得の} \\ \text{合計額に応じた} \\ \text{減免割合 (D)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{保険料} \\ \text{減免額} \end{array}$$

- A: 被保険者の令和4年度保険料額
- B: 令和4年の世帯主の収入減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得の合計額
- C: 令和3年の世帯の所得の合計額*

* 世帯主と世帯の被保険者の合計額を指します。
(注) BまたはCが0円以下の場合、保険料減免の対象とはなりません。

- D: **所得の合計額に応じた減免割合**
令和3年の世帯主の所得の合計額が
300万円以下の場合: 全部(10分の10)
400万円以下の場合: 10分の8
550万円以下の場合: 10分の6
750万円以下の場合: 10分の4
1,000万円以下の場合: 10分の2

令和4年3月中に東京都後期高齢者医療保険の被保険者になった方等は、令和4年度分保険料のほかに、令和3年度分の保険料が減免(令和2年と令和3年の収入を比較)となる場合もあります。



医療費の自己負担割合の変更

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

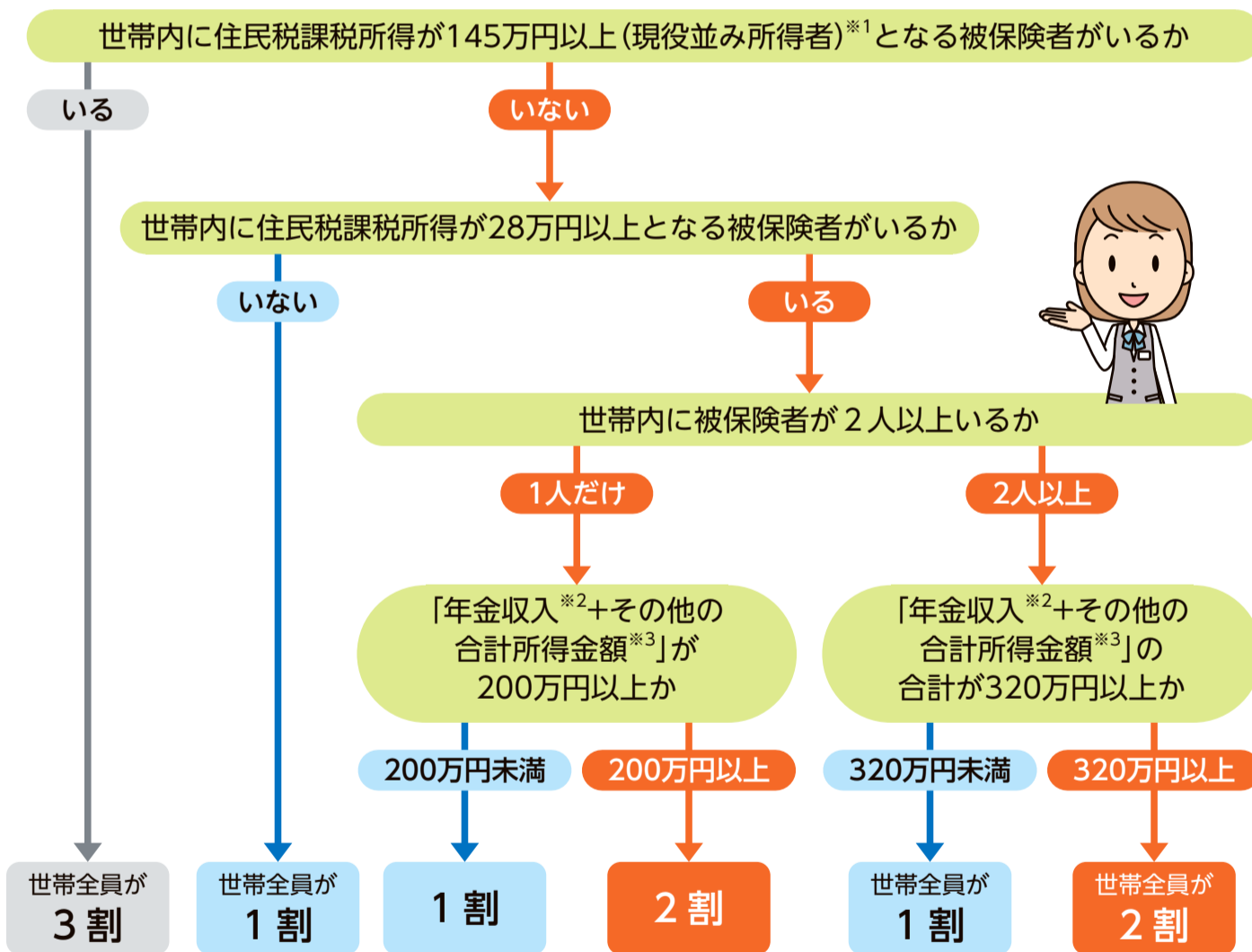
一定以上所得のある方は、現役並み所得者を除き、自己負担割合が「2割」になります。

令和4年10月1日から令和5年7月31日までの自己負担割合の判定方法

令和4年度の住民税課税所得や令和3年中の年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。

※令和4年10月1日からの自己負担割合は、令和4年8月下旬ごろから判定を行うことが可能となるため、それまでは「自分は2割負担になるのか」等の判定結果についてお問合せいただいてもお答えできません。

【自己負担割合判定チャート】



※1 住民税課税所得が145万円以上でも「現役並み所得者」に該当しない場合があります。詳しくはP.2をご確認ください。

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

左のフローチャートで3割や2割となった方でも、世帯全員が住民税非課税である場合は、1割負担となります。

◎令和4年10月1日以降お使いいただく新しい保険証は、令和4年9月末までにお住まいの市区町村からすべての被保険者に送付します。

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、被保険者が窓口で支払う負担を除く約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)

※令和4年度予算案ベース



今回の制度見直しの背景等に関するご質問等は、後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719にお問合せください。

(月~土9:00~18:00 ※祝日を除く)

自己負担割合が「2割」に増える方への負担軽減(配慮措置)

令和4年10月1日からの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、**外来医療の負担増加額の上限を1か月当たり最大3,000円まで**とします。

上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に支給します(払い戻します)。

※支給は、支給対象月から最短で約4か月後となります。

負担軽減(配慮措置)が適用される場合の計算方法

【例】1か月の医療費全体額が「50,000円」の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
支給(払い戻し)等③-④	2,000円



1か月の自己負担増を3,000円に抑えるための差額を支給します(払い戻します)。

高額療養費の口座登録にご協力を!

「負担軽減(配慮措置)」の対象となる可能性のある方(主に2割負担対象者のうち高額療養費の申請を行ったことがない方)には、**高額療養費事前申請書**を令和4年9月中旬頃に送付*します。

お手元に届きましたら、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で**所定の期限内にご提出**ください。

※事前に口座登録を済ませることで、円滑に支給を受けることができます。

※詳細については、令和4年9月上旬発行予定の広報紙「東京いきいき通信 Vol.33」やホームページ等でお知らせします。

書類は必ず 郵送します

- 厚生労働省、広域連合や市区町村が、電話や訪問で口座情報の登録やATMの操作をお願いすること、キャッシュカードや通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署(#9110)やお住まいの地域にある消費生活センター(188)にお問合せください。

お知らせ



整骨院・接骨院(柔道整復)の利用状況についてのアンケート調査にご協力ください

対象者

■ 柔道整復師による施術

長期間(3か月を超える期間)あるいは頻繁に受けている方、または3ヵ所以上の部位の施術を受けている方

■ はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師による施術

長期間(6か月を超える期間)あるいは頻繁に受けている方、または初めて施術を受けた方

アンケート内容

施術の利用状況
(施術日や施術内容など)

すべての被保険者に送付するものではありません



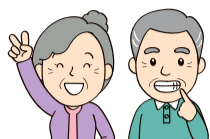
なぜアンケートを実施するの?

当広域連合では、「柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師」から受けた施術内容に誤りがないかを確認するため、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします(このアンケート調査は、施術を受けることを控えていただくことを目的としているわけではありません)。

8月以降、上記の方に「アンケート調査票」と「『かかり方』についてのお知らせ」を郵送します。調査へのご協力をお願いいたします。

いきいきした生活は「健康なお口」から!

「食べこぼす」「むせる」といった、お口の機能の衰えを「オーラルフレイル」といいます。この状態を放置すると、「噛む力」や「飲み込む力」が低下し、栄養状態が悪くなり、全身の健康にも悪影響を及ぼします。お口の健康を保ち、健康長寿を目指しましょう!



お口を健康にするポイントは2つ!

- ① **ご自分で! 習慣的なセルフケア** + ② **歯科医院で! 定期的にお口のチェックと口腔ケア**

お口の4つの機能を自分で維持しよう!

食べる
バランスの良い食事を心がけることで免疫力や体力が向上します。噛みごたえのあるものも避けることなくよく噛んで食べるようにしましょう。

飲み込む
むせ(誤嚥)や食べこぼしを改善するために、「パパパパパ、タタタタ、カカカカ、ララララ」と3回以上発声することを日課にしましょう。

話す
会話の機会を増やしましょう。話すときは、口を大きく動かし、はっきりと発音することを意識すると滑舌が改善され、会話がより楽しくなります。

唾液分泌
お口の中を清潔に保つのに必要な唾液が分泌されるよう、唾液腺をマッサージしましょう(右図参照)。毎食後の歯磨きも大切です。

各5~10回

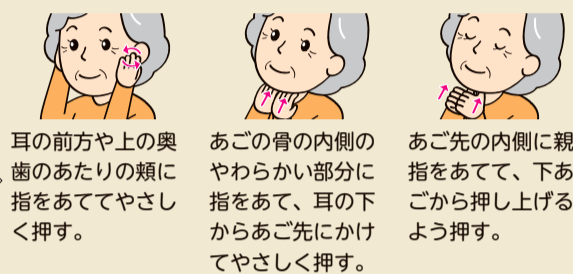
口の中の状態をチェック!

歯科健診などで、自分では気づきづらい歯や口のトラブルを早期発見してもらいましょう。定期的なチェックが重症化を予防します。

歯をクリーニング!

定期的に歯科医院へ通い、日々の歯磨きだけでは落とすきれいな汚れを除去してもらいましょう。歯周病や虫歯の予防に役立ちます。

① 耳下腺 ② 顎下腺 ③ 舌下腺



監修: 飯島勝矢 東京大学高齢社会総合研究機構教授・医学博士

お問合せは「広域連合お問合せセンター」へ

制度についてわからない点などは、お気軽にお問合せください。

☎ **0570-086-519** FAX **0570-086-075**

PHS・IP電話の方は ☎ **03-3222-4496**

土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く9時から17時まで受け付けています。

制度のことは

保険料の支払い方法や個人情報を含むことは

お住まいの市区町村の担当窓口へ

※ 質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの対応内容に過誤がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111(内線) 2174~2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111(内線) 2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041・03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-3111(内線) 2391・2392
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111(内線) 147・148・149
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111(内線) 2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212・03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111(内線) 1217・1218
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011(内線) 71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111(内線) 319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111(内線) 2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111(内線) 3217・3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111(内線) 1400・1402・1406

市区町村名	担当窓口	電話番号
た 多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	042-481-7148
千代田区	保険年金課	03-3264-2111(内線) 2477・2478
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0013
な 中野区	後期高齢者医療係	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111(内線) 137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111(内線) 3517
東大和市	保険年金課	042-563-2111(内線) 1025~1028
日野市	保険年金課	042-514-8293
日の出町	町民課	042-588-4111
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	03-5803-1205
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-45-1151(内線) 2384・2385
港区	国保年金課	03-3578-2111(内線) 2654~2659
三宅村	村民課	04994-5-0904
む 武蔵野市	保険年金課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111(内線) 135・136
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

※上記連絡先は、後期高齢者医療制度の担当窓口です。各事業(健康診査等)の担当とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

広域連合ホームページ
「東京いきいきネット」



いきいきネット | 検索

ホームページ <http://www.tokyo-ikiiki.net>
電子メール call@tokyo-kouikicenter.jp

「後期高齢者医療制度のしくみ」



東京都後期高齢者医療広域連合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1
東京区政会館15~17階